

契約書 (㊦)

島根県（以下「利用者」という。）と（以下「提供者」という。）とは、次のとおり回線利用契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 件名

島根県警察通信映像配信用広域イーサ回線利用契約

(2) 仕様

島根県警察通信映像配信用広域イーサ回線網仕様書（別記1）（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 対象拠点

仕様書1-4のとおりに

(4) 契約保証金

- 「(A) 提供者が、利用者に納付すべき契約保証金は、免除する。
(B) 提供者が、利用者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。」

（契約期間）

第2条 契約期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 初期導入業務 契約締結日から令和6年9月30日までの間

(2) 回線利用業務 令和6年10月1日から令和11年9月30日までの間

（初期導入経費）

第3条 利用者は、回線利用に係る初期導入経費として、金〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）を提供者に支払う。

（業務完了報告）

第4条 提供者は、初期導入業務の完了後7日以内又は令和6年9月30日のいずれか早い日までに、業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を利用者に提出しなければならない。

（検査）

第5条 利用者は、前条の完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内又は令和6年9月30日のいずれか早い日までに業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

2 提供者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅

滞なく必要な補正措置を講じた上で、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の手続は、前条及び前項の規定を準用する。

(初期導入経費の支払い等)

第6条 利用者は、前条の検査を終了した後、提供者から適法な請求書を受理したときは、第3条に規定する初期導入経費に係る代金について、請求書を受理の日から30日以内に支払わなければならない。

(回線利用料金)

第7条 この契約における回線利用料金は、金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)を提供者に支払う。

2 利用者が提供者に支払う各会計年度の回線利用料金は、次のとおりとする。

令和6年度	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和7年度	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和8年度	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和9年度	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和10年度	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)
令和11年度	円(うち消費税及び地方消費税の額	円)

3 利用者は、回線利用料金を分割して提供者に支払うものとし、毎月の支払額は、分割支払表(別記2)のとおりとする。

(回線サービスの代替措置)

第8条 提供者は、特別の事情により仕様書の条件を満たす回線サービスの提供ができない場合においては、利用者の承諾を得た上で、代替の回線サービスを提供しなければならない。この場合において、当該代替の回線サービスは、可能な限り仕様書の条件に近似するものを選択しなければならない。

2 前項の場合において、代替の回線サービスを提供した場合においても、前条の回線利用料金は変更しないものとする。

(回線利用料金の支払等)

第9条 提供者は、分割支払表に基づき1か月ごとにその期間の回線利用料金を利用者に請求するものとし、利用者は、提供者から適法な支払い請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第10条 提供者は、正当な理由によらないで第2条第1号の期間内に初期導入業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から当該業務を完了する日までの日数に応じ、利用者が当該業務の未履行部分に相応する代金相当額として定める額に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第2

56号) 第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたときは、当該改正された後の率。第2項及び第3項において同じ。) を乗じて計算した遅延賠償金を利用者に支払わなければならない。

- 2 利用者は、正当な理由によらないで第6条に規定する期間(以下「導入約定期間」という。)内に初期導入経費を支払わず、又は前条に規定する期間(以下「回線約定期間」という。)内に回線利用料金を支払わなかった場合は、導入約定期間又は回線約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を提供者に支払わなければならない。
- 3 利用者が第5条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下「遅延期間」という。)の日数が導入約定期間の日数に満たないときは、導入約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が導入約定期間の日数を超えるときは、導入約定期間は満了したものとみなし、利用者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を提供者に支払わなければならない。

(契約に関する費用負担)

第11条 本契約の締結に要する費用は、提供者の負担とする。

- 2 利用者は、回線サービスのために利用者の管理する場所に提供者が設置する機器に必要な電気料金を負担する。

(機器等の移設及び撤去に伴う費用負担)

第12条 利用者が機器、設備等(以下「機器等」という。)の設置場所の変更を提供者に申し出て、回線サービス維持のために利用者の管理する場所から提供者が設置した機器等を移設する場合、これに要する費用は利用者の負担とする。

- 2 提供者が自らの事由により機器等の設置場所の変更又は設置の取り止めを利用者に申し出て、回線サービス維持のために利用者が管理する場所から提供者が設置した機器等を移設し、又は撤去する場合、これに要する費用は提供者の負担とする。
- 3 運用の廃止又は契約の終了に伴う原状回復に要する費用は、提供者の負担とする。

(料金の免除)

第13条 利用者は、自らの責に帰すべき事由及び天災、火災その他の不可抗力による事由により回線を利用することができない場合を除き、利用できなかった時間を24時間で除した値(除した余りが4時間相当分を超える場合は1日とし、これに満たない場合はこれを切り捨てる。)を日数とし、これに対するその月の回線月額利用料の日割りをもって算定する値(この値に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じた料金を支払わないことができる。

(利用の一時中断及び休止)

第14条 提供者は、自らの電気通信設備の保守又は工事の都合上、回線サービスを中断する必要があるときは、あらかじめ利用者に通知し、了承を得た上で行うものとする。ただし、緊急やむをえない事由があるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき。
- (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(契約内容の変更等)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(協議解除)

第17条 利用者は、第15条の場合を除くほか、必要があるときは、提供者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 利用者は、前項の規定による解除により提供者に損害を及ぼしたときは、その損

害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第18条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。

※第1条第4号（契約保証金）で(A)を用いる場合

(違約金)

第19条 提供者は、第15条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として利用者に支払わなければならない。ただし、提供者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 利用者は、第15条の規定により契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その越える部分の金額を提供者に請求することができる。

※第1条第4号（契約保証金）で(B)を用いる場合

(違約金)

第19条 提供者は、第15条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として利用者に支払わなければならない。ただし、提供者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 利用者は、第1条第4号の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 利用者は、第15条の規定により契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その越える部分の金額を提供者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第20条 利用者は、この契約に基づく利用権を第三者に譲渡してはならない。

(特記事項)

第21条 提供者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項（別記3）を遵守しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を処理するための暴力団排除措置について、暴力

団排除に係る特記事項（別記4）を遵守しなければならない。

（電気通信事業法の適用等）

第22条 この契約は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用を受ける。このため、この契約において特段の定めがある場合を除き、対象となる回線サービスの利用がその種類に応じて定められている契約約款に基づくものであることを利用者提供者双方が確認する。

（費用負担）

第23条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

（協議事項）

第24条 前条に定めるもののほか、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、利用者及び提供者が協議してこれを定めるものとする。

（裁判管轄）

第25条 本契約に係る一切の紛争については、松江地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

利用者 島根県松江市殿町8番地1
島根県
島根県警察本部長 中井淳一

提供者

別記 1

島根県警察通信映像配信用
広域イーサ回線網
仕 様 書

島根県警察本部

目次

1	事業概要	1
1-1	事業の目的	1
1-2	事業の範囲	1
1-3	契約期間	1
1-4	対象拠点	1
	(1) 警察本部アクセスポイント	1
	(2) 基地局アクセスポイント	1
2	調達内容	1
2-1	通信回線	1
2-2	通信機器	1
3	契約条件	1
3-1	広域イーサネット	1
	(1) 通信事業者	1
	(2) サービスの種類	2
	(3) データ通信方式	2
	(4) 回線接続	2
	(5) 回線速度	2
	(6) サービスレベル	2
	(7) 透過性	2
	(8) 通信インターフェイス	2
	(9) サービス品質基準(SLA)	2
	(10) トラフィック管理	2
3-2	セキュリティ対策	2
	(1) 透過性	2
	(2) 閉域性	2
4	導入	3
4-1	引込み	3
	(1) 敷設場所	3
	(2) 作業員名簿	3
	(3) 工事の実施	3
	(4) 回線終端装置	3
	(5) 工事の竣工時期	3
4-2	開通と課金開始	3
4-3	導入時の体制及び導入スケジュール	3

(1) 導入時の体制.....	3
(2) 導入スケジュール.....	3
4-4 工事内容.....	3
(1) 警察本部及び基地局庁舎内の工事.....	3
(2) 警察本部及び基地局庁舎内の事前調査.....	4
5 保守条件.....	4
5-1 対象範囲.....	4
5-2 障害復旧.....	4
5-3 障害対応.....	4
6 その他.....	4
6-1 守秘義務.....	4
6-2 設備の取扱い.....	4
6-3 完成図書.....	4
6-4 回線サービスの代替措置.....	4

1 事業概要

1-1 事業の目的

警察本部に設置したヘリコプターテレビシステム制御装置と、浜田市三隅町に所在する無線基地局（以下「基地局」という。）との間を接続する中継線を整備するもの

1-2 事業の範囲

警察本部と基地局とを接続する広域イーサ網区間を構成する全ての機器及びサービスに適用する。

イメージは、ネットワーク構成図（別図）参照

1-3 契約期間

回線利用期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日までの間

1-4 対象拠点

(1) 警察本部アクセスポイント

島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部庁舎6階

(2) 基地局アクセスポイント

別途指示（浜田市三隅町地内）

2 調達内容

2-1 通信回線

本仕様書に明記するセキュリティ要件を満たし、中継線区間全てにおいて10Mbpsの帯域を確保できる回線とする。

契約時には、初期費用、引込工事費用及び月額費用が明確になるように落札額の内訳書を提出すること。

なお、月額費用は定額制とする。

2-2 通信機器

月額費用には、広域イーサ区間のサービスに必要な回線終端装置までの使用料金も含めること。

3 契約条件

3-1 広域イーサ区間

(1) 通信事業者

広域イーサ網区間において自ら回線を所有し、又は回線を所有している事業者から借用する回線を運用して通信サービスを行う事業者であること。

(2) サービスの種類

安定した帯域の確保が可能で、拡張性に優れ、高レベルなセキュリティ技術を有するとともに、災害等による回線断又はデータ通信の不安定化に対し、速やかな復旧、代替通信網の確保等の保守体制の確保が可能であること。

(3) データ通信方式

レイヤー 2 レベルサービスとし、島根県警察が専用回線相当と認める通信方式とする。

(4) 回線接続

基地局のアクセスポイントと、警察本部に設置した回線終端装置を接続すること。

(5) 回線速度

10Mbps の通信速度を確保し、減速や増速などの回線速度変更が可能であること。

(6) サービスレベル

インターネットが部外接続から隔離され、島根県警察が専用回線相当と認める閉域網であり、QoS(Quality of Service)に対応していること。

(7) 透過性

TCP/IP のネットワークプロトコル、RIP、OSPF、BGP4 等の各種ルーティングプロトコルや各種 VLAN プロトコルが透過できるシームレスなネットワークであること。

(8) 通信インターフェイス

警察本部の終端でのインターフェイスのコネクタ形状は、RJ-45 であること。

(9) サービス品質基準(SLA)

故障回復時間に対する SLA 基準について、島根県警察と協議の上契約時に決定すること。

また、上記 SLA 基準に該当する事例が発生した場合は、一定率の料金を返還するものとし、発生した障害の内容を書面で報告すること。

(10) トラフィック管理

ネットワークの運用状況を把握するため、中継回線を通るトラフィック量を確認できる機能を有すること。

3-2 セキュリティ対策

(1) 透過性

IPsec による暗号通信に対応できる仕様であること。また、シームレスな VPN を構築運用することが可能であること。

(2) 閉域性

島根県警察が使用する通信回線とインターネット接続に使用する回線が

物理的に隔離されていること。

4 導入

4-1 引込み

(1) 敷設場所

広域イーサ網区間の引込みや構内配線を敷設する場合は、島根県警察が指定する場所に敷設することとし、ケーブル類はプロテクター等で保護すること。

(2) 作業員名簿

工事を実施する際は従事する人員の名簿(以下、作業員名簿)を事前に提出すること。作業員名簿には、会社名、役職、氏名、生年月日、性別、住所を明記すること。

(3) 工事の実施

広域イーサ網区間の引込みに伴い、管路敷設等の必要な工事が発生した場合は、提供者において行うこと。

(4) 回線終端装置

広域イーサ網区間の終端装置の設置場所は、島根県警察の指定する場所に設置すること。

(5) 工事の竣工時期

令和6年9月30日までに工事を竣工し、発注者の竣工検査を受けること。

4-2 開通と課金開始

回線は、令和6年10月1日から通信を開通(課金開始)すること。

4-3 導入時の体制及び導入スケジュール

(1) 導入時の体制

導入作業に係る人員体制資料を事前に作成し、導入作業の1か月前までに島根県警察の承認を得ること。

(2) 導入スケジュール

事前に導入計画書を作成し、導入作業の1か月前までに島根県警察の承認を得ること。

4-4 工事内容

(1) 警察本部及び基地局庁舎内の工事

本事業の実施に伴い、警察本部庁舎内に対して何らかの工事が必要な場合は、本事業の範囲内において行うこと。

また、工事を実施する際は従事する人員の名簿(以下、作業員名簿)を事前に提出すること。作業員名簿には、会社名、役職、氏名、生年月日、性別、住所を明記すること。

(2) 警察本部及び基地局庁舎内の事前調査

工事施工に当たっては、事前に現地調査を実施の上、島根県警察と協議し計画を決定、施工すること。

5 保守条件

5-1 対象範囲

広域イーサネット区間を保守の対象範囲とする。

5-2 障害復旧

データ通信が不能になった場合は、情報通信機器を保守する事業者と円滑にコミュニケーションをとり、迅速な復旧を図ること。

5-3 障害対応

障害の確認から受付、復旧までを請け負うこととし、24時間365日対応を行うこと。

6 その他

6-1 守秘義務

提供者(本事業の契約者、保守員)は、警察施設内で知り得た警察の業務上の秘密を第三者へ漏らしてはならない。その他、本事業の遂行上保秘を必要とする情報を第三者へ漏らしてはならない。

6-2 設備の扱い

回線の移転等に伴って不要になった設備については、島根県警察の要請に従い撤去すること。島根県警察の許可無く移動、廃棄をしてはならない。

6-3 完成図書

警察関連施設に対して回線工事を行った際には必ず完成図書を作成し島根県警察に提出すること。

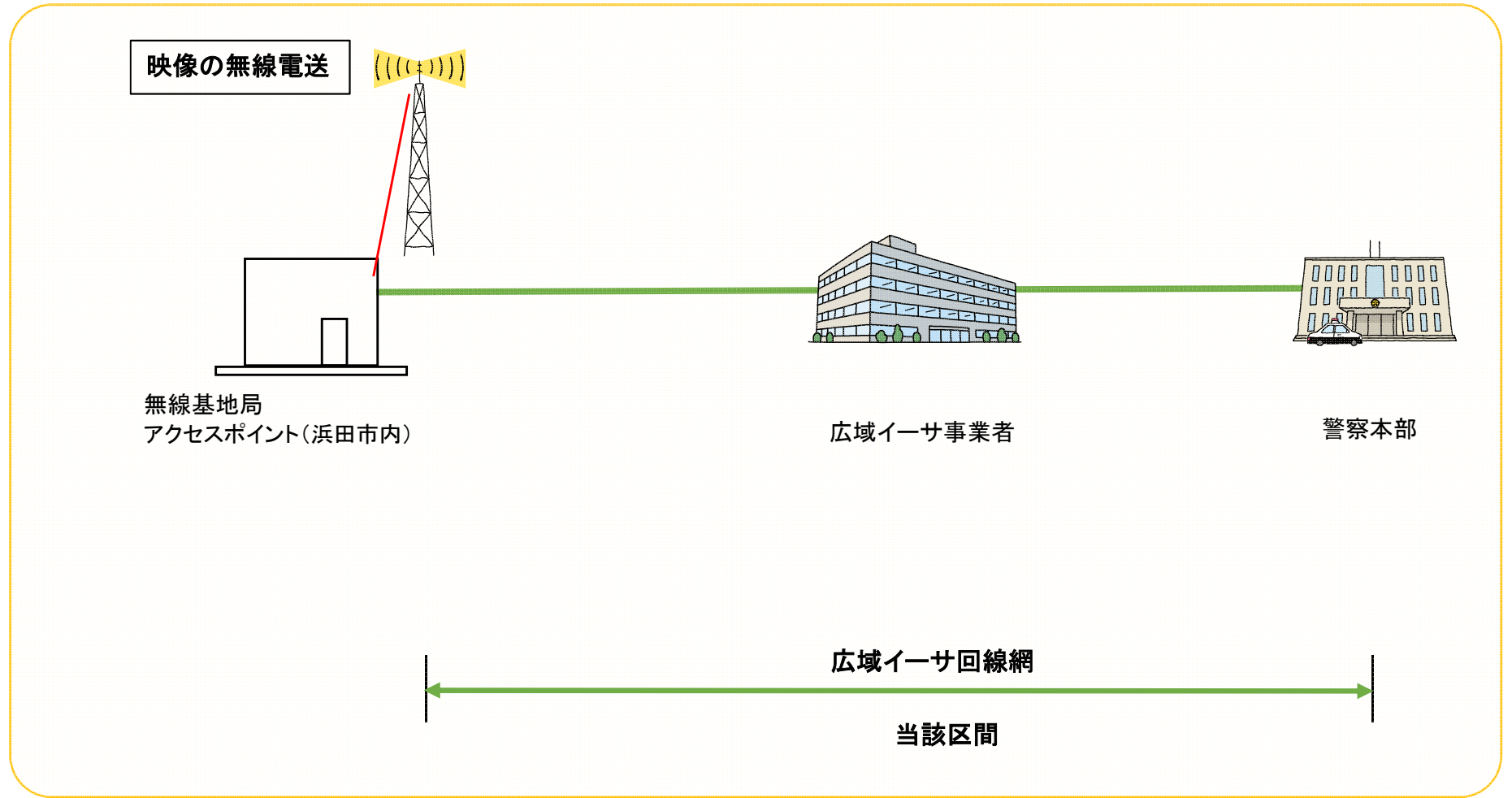
また、回線敷設、管路敷設等の工事図面も提出すること。

6-4 回線サービスの代替措置

提供者は、特別の事情により仕様書の条件を満たす回線サービスの提供ができない場合においては、島根県警察の承諾を得た上で、代替の回線サービスを提供しなければならない。この場合において、当該代替の回線サービスは、可能な限り仕様書の条件に近似するものを選択しなければならない。

なお、代替の回線サービスを提供した場合においても、回線利用料金は変更しないものとする。

ネットワーク構成図



分割支払表

月 別	回 線 利 用 料 金	
	総 額	うち消費税及び地方消費税の額
令和6年10月	円	円
令和6年11月	円	円
令和6年12月	円	円
令和7年1月	円	円
令和7年2月	円	円
令和7年3月	円	円
令和6年度計	円	円
令和7年4月	円	円
令和7年5月	円	円
令和7年6月	円	円
令和7年7月	円	円
令和7年8月	円	円
令和7年9月	円	円
令和7年10月	円	円
令和7年11月	円	円
令和7年12月	円	円
令和8年1月	円	円
令和8年2月	円	円
令和8年3月	円	円
令和7年度計	円	円
令和8年4月	円	円
令和8年5月	円	円
令和8年6月	円	円
令和8年7月	円	円
令和8年8月	円	円
令和8年9月	円	円
令和8年10月	円	円
令和8年11月	円	円
令和8年12月	円	円
令和9年1月	円	円
令和9年2月	円	円
令和9年3月	円	円
令和8年度計	円	円
令和9年4月	円	円
令和9年5月	円	円
令和9年6月	円	円
令和9年7月	円	円
令和9年8月	円	円
令和9年9月	円	円

月 別	回 線 利 用 料 金	
	総 額	うち消費税及び地方消費税の額
令和 9 年 10 月	円	円
令和 9 年 11 月	円	円
令和 9 年 12 月	円	円
令和 10 年 1 月	円	円
令和 10 年 2 月	円	円
令和 10 年 3 月	円	円
令和 9 年度計	円	円
令和 10 年 4 月	円	円
令和 10 年 5 月	円	円
令和 10 年 6 月	円	円
令和 10 年 7 月	円	円
令和 10 年 8 月	円	円
令和 10 年 9 月	円	円
令和 10 年 10 月	円	円
令和 10 年 11 月	円	円
令和 10 年 12 月	円	円
令和 11 年 1 月	円	円
令和 11 年 2 月	円	円
令和 11 年 3 月	円	円
令和 10 年度計	円	円
令和 11 年 4 月	円	円
令和 11 年 5 月	円	円
令和 11 年 6 月	円	円
令和 11 年 7 月	円	円
令和 11 年 8 月	円	円
令和 11 年 9 月	円	円
令和 11 年度計	円	円
合 計	円	円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 提供者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 提供者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 提供者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 提供者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 提供者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 提供者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 提供者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 提供者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 提供者は、利用者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 提供者は、利用者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(提供者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 提供者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を利用者に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報

(5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容

(6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、提供者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 提供者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、利用者の求めに応じて、管理・監督の状況を利用者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 提供者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 提供者は、この契約による業務を処理するため利用者から引き渡された個人情報記録された資料等を利用者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 提供者はこの契約による業務を処理するために、利用者から提供を受けた個人情報又は提供者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、利用者の指定した方法により直ちに利用者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 提供者は、利用者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 利用者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、提供者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。提供者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 利用者は、前項の目的を達するため、提供者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 提供者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに利用者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、利用者の指示に従わなければならない。

2 提供者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、利用者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 利用者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 利用者は、提供者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 提供者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、利用者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 提供者の故意又は過失を問わず、提供者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、利用者に対する損害を発生させた場合は、提供者は、利用者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記 4

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 提供者は、島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 提供者は、本契約に係る業務の下請又は再委託（提供者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 利用者は、提供者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）第 4 条第 1 項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 提供者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、利用者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 提供者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに提供者に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 提供者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、利用者と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた提供者又は下請負人が、上記 (1) 又は (2) の報告及び通報を怠ったと認められるときは、利用者は提供者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。